

静岡市食品提供を伴うイベント等に関する取扱要領

[令和5年4月1日施行]

第1 目的

この要領は、イベント等に出店する自動車又は露店形態の飲食店業者等（以下、「業者等」という。）に対して衛生指導を実施するため、必要な事項を定める。

第2 イベント等開催届

食品の提供を伴うイベント等の開催について相談や連絡を受けたときは、開催日時、開催場所、出店者の営業許可の有無及び提供食品等について確認するとともに、イベント主催者等にイベント等開催届（別紙様式）の提出を求めること。

第3 イベント主催者等が留意すべき事項

次に掲げる業者等が遵守すべき事項について、必要に応じてイベント等の主催者に伝えること。

- 1 露店営業に関する指導事項は、静岡市露店形態の営業に関する取扱要領（平成16年施行）によること。
- 2 自動車営業に関する指導事項は、静岡市自動車による食品関係営業取扱要領（平成15年施行）によること。
- 3 食品の提供に際しては、以下の点に特に注意すること。
 - (1) 食品を物品販売により提供する場合は、製造元は、業種に応じた営業許可と食品表示を必要とすること。なお、飲食店営業の許可のみを有する施設で調理された食品は、第三者を通して物品販売することは認められないこと。
 - (2) 業者等は、H A C C Pに沿った衛生管理に取り組む必要があること。
 - (3) 平成26年に市内のイベントで大規模食中毒が発生した事実に鑑み、提供品目の選定及び食品の取扱いには細心の注意を払うこと。

第4 事故等の連絡

イベント主催者等に対して、イベント等で提供された食品が原因と思われる腹痛、下痢又は吐き気等の症状を呈する者の情報を探知した際の保健所への連絡体制を整えるよう求めること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式

イ ベ ン ト 等 開 催 届

年 月 日

(あて先) 静岡市保健所長

住 所

氏 名

電 話

このことについて、下記のとおり開催します。

記

1 イベント名

2 開催日時 令和 年 月 日 ()
午 (前・後) 時 分 ~ 午 (前・後) 時 分

3 開催場所

4 主催団体等の名称

5 出店者情報 (出店者名・提供品目・現地調理の有無等)
別添のとおり

6 添付書類

- ・開催場所配置図 (出店レイアウト、手指洗浄設備及び便所の場所) 等

出店者情報

No.	出店者名	提供品目	現地調理の有無※ ¹	営業形態に応じて記載			備考
				営業形態	許可番号※ ²	製造元の業種※ ³	
1			有・無	露店・自動車・物販			
2			有・無	露店・自動車・物販			
3			有・無	露店・自動車・物販			
4			有・無	露店・自動車・物販			
5			有・無	露店・自動車・物販			
6			有・無	露店・自動車・物販			
7			有・無	露店・自動車・物販			
8			有・無	露店・自動車・物販			
9			有・無	露店・自動車・物販			
10			有・無	露店・自動車・物販			

※¹ 現地調理には、焼く、揚げるなどだけでなく、ドリンクを注ぐ喫茶行為や食材の細切やカット等の加工行為を含みます。

※² 物販の場合は、製造元の許可番号を記載してください。広く広域流通している商品の場合は記載は不要です。

※³ 露店、自動車の場合は記載不要。物販の場合は、製造元の飲食店営業、そうざい製造業、菓子製造業等の許可業種を記載してください。